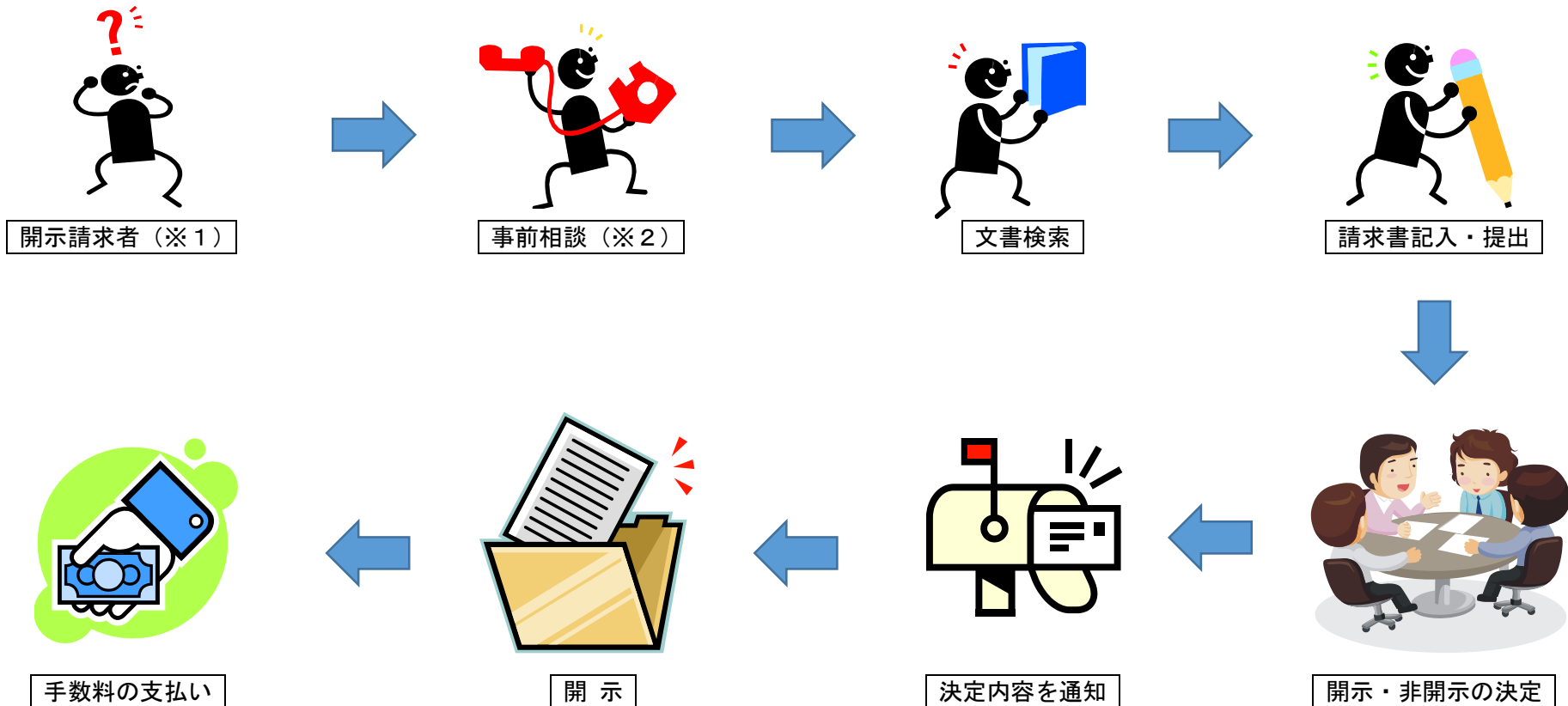


情報公開制度と開示請求の流れ

開示を請求してから、文書が開示されるまでの流れは以下のようになっています。（開示の可否は、請求があった日から20日以内に通知します）



（※1）開示を請求できるのは、「世田谷区内に住所を有する者」「世田谷区内に在勤・在学している者」「世田谷区内の法人・団体」です

（※2）情報公開に関するお問い合わせは、株式会社世田谷サービス公社 総務課総務係（03-3419-4171）まで